

攝津市議会

# 民生常任委員会記録

令和7年11月10日

攝津市議会

目 次

民生常任委員会

11月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第7号の審査-----	2
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員、 増永和起委員）	
採決-----	21
閉会の宣言-----	21

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和7年11月10日（月） 午前 9時59分 開会  
午前11時30分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	光好博幸	副委員長	増永和起	委員	中川嘉彦
委員	村上英明	委員	大川ゆり	委員	光田あまね

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
高齢介護課長 細井隆昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口雅志 事務局副主査 杉本晃司

### 1. 審査案件

認定第7号 令和6年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、大川委員を指名いたします。

それでは、認定第7号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 決算概要254ページ、介護予防・生活支援サービス事業の介護予防・生活支援サービス事業補助金、訪問型サービスDについてお伺いいたします。

一般質問でも少し触れさせていただきましたが、今後、後期高齢者が増加していく社会におきまして、高齢者の移動手段の確保は重要と考えます。そのような中で、訪問型サービスDを要支援1、2及び基本チェックリスト該当者等を対象に、市内の買物や通院、つどい場等の介護予防活動への送迎を行うNPO法人に対し、運営費用等を補助する形で実施されていますが、令和6年度の利用状況を教えてください。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番です。訪問型サービスDの令和6年度の利用状況は、2,086回の利用、うち要支援認定者の利用は1,723回で、このうち、つどい場等の介護予防活動は215回、買物が397回、通院が1,111回の利用となっております。

月平均の利用件数は、令和5年度、96.4件に対し173.8件と、大幅に増加しているものの、介護予防活動への利用割合は、令和5年度の20%から12.5%に

減少している状況にございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。内容は理解いたしました。

訪問型サービスDの課題と今後の展開について、お伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

利用者の中には、認知症状をはじめとした利用者本人の状態像から、運営団体のみでは対応に苦慮することもあると聞いております。そのため、ケアマネジャーとの意見交換会を開催し、運営団体の実情に応じた対応等について話し合っているところでございます。

訪問型サービスDは、ケアプラン作成の必要がございまして、利用者の増加に伴うケアマネジャーの負担という点も踏まえておく必要があると考えております。

今後、これらの状況も勘案しながら、効果的な高齢者の外出支援につなげができるよう、運営について検討していくたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

高齢者移送サービスは、一般会計におきましてもお話をいたしましたが、高齢福祉施策における移動手段の確保は、あくまでも地域公共交通の補完的役割であるとも考えております。

本市では、摂津市地域公共交通計画を策定され、各種取組について検討が進められ

ているところではございますが、地域の持続可能性と共生社会の実現に向けて、高齢者をはじめとする全ての人々が気兼ねすることなく利用できる環境整備に努めていただきたいと思います。

先日、介護の日のイベントがありまして、事業者に課題についてお伺いする機会がありました。先ほど答弁いただきましたが、ケアマネジャーのことについて、いろいろと課題もあるようとして、意見交換会を開催されているということ、またケアマネジャーの負担ということも認識されているという点については、別の機会で質問させていただきたいと思います。

環境整備に努めていただくよう要望して、質問を終わらせていただきます。

○光好博幸委員長 光田委員の質問が終わりました。

そのほか、質疑ございませんか。

大川委員。

○大川ゆり委員 私からは、2点質問させていただきます。

まず1点目、決算概要254ページ、地域介護予防活動支援事業についてでございます。

このうち、まずは委託型つどい場の運営について、令和6年度の実績、令和5年度と比べてどのようにになっているのか、教えていただきたいと思います。

次に、2点目です。決算概要256ページ、認知症サポーター等養成事業において、認知症サポーター養成講座の実績について、お教え願えますでしょうか。

以上です。

○光好博幸委員長 以上2点です。

答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番、委託

型つどい場でございます。

本市に9か所ございます委託型つどい場につきまして、令和6年度は448回の開催、延べ利用者数7,314人で、令和5年度の449回、6,107人と比べまして、開催回数は1回減少しているものの、延べ利用者数は1,207人増加している状況でございます。

続きまして、質問番号2番、認知症サポーターでございます。

講座につきまして、市による定期開催が4回、65人が受講、出前講座は5回開催で94人が受講、大阪府による認知症サポーター養成講座の企画、開催、講師を担当キャラバン・メイト養成講座は1回開催しております、6人が受講しております。

このほか、市職員向けの講座を1回開催、44人受講しております。また、イベントや施設主催による講座に7人が受講しております。

これらに加え、令和6年度より、小学生を対象とした取組も開始しており、鳥飼西小学校において3年生71人が受講、地域福祉活動センターでの講座に、市内小学生17人が受講いただいております。

認知症サポーターとして、年間306人、通算4,501人を養成している状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

1番目の委託型つどい場について、利用者数が増加しているとのことで、理解いたしました。

それでは、地域介護予防活動支援事業において、タブレットレンタル料78万4,367円、オンラインでのつどい場も実施

されているかと思いますが、実施状況と参加者等はどのような反応だったのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、2点目の認知症サポーター養成講座です。

実績について理解いたしました。ありがとうございます。

認知症の方は、今後も増えていくと言われております。認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、周囲の理解をさらに広げていく必要があると思います。

そういう中で、令和6年度よりステップアップ講座の取組も行っていると承知しておりますが、この実績と今後の展開についてお聞かせ願えますでしょうか。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番、オンラインつどい場でございます。

参加者に対し、タブレット端末を一定期間貸与した上で、自宅で参加できるオンラインつどい場を、令和6年12月から令和7年1月にかけて開催しており、3回の操作研修会を経て、体操などの介護予防活動など、自宅で参加できるつどいを4回開催、11名に参加いただいております。オンラインつどい場の参加者におきましては、実際に地域で開催されているつどい場に参加してみるとといった声があった一方、スマートフォン講座のようなデジタル端末の操作スキルの向上を目的とした参加という方もおられたと認識しております。

このような状況も踏まえ、令和7年度におきましては運営団体とも協議を行いながら、市民の活動や参加者の興味関心に合わせた多様な企画を用意するほか、参加者がバランスよく発言できるよう工夫を講

じながら、取組を進めているところでございます。

続きまして、質問番号2番。認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識、また身近に交流し、必要に応じて手助けをするための対応スキル等を習得していくことを目的に、3日間の期間を設けて開催し、22名に受講いただいております。

今後におきましても、認知症サポーター養成講座の受講者をステップアップ講座につなげるよう働きかけを行うとともに、ステップアップ講座の受講者向け交流会を開催するなど、受講者同士の連携強化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

1点目につきまして、オンラインつどい場の取組について理解いたしました。

オンラインつどい場の実施も必要ですが、つどい場に行かない高齢者に参加してもらうことが課題だと考えております。介護予防や災害時のネットワークという観点からも、地域活動への参加、地域との交流は非常に大事であります。

つどい場の参加率向上に向けて、具体的にどのようにされていくのか、お聞かせ願えますでしょうか。

次に2点目、認知症サポーター等の養成について、地域全体で認知症に向き合う機運を高めるためにも、小学生にも普及するということで、親世代にも認知症について知ろうとするきっかけになると思います。継続して広く展開していただくようお願いいたします。この2点目の質問は終わらせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番でございます。

高齢者が自ら積極的に介護予防の活動に参加し、自分らしい生活をいつまでも過ごせるよう、つどい場は重要な役割を担つておる、高齢者の幅広い参加を促すことが重要と認識しております。そのため、介護予防の取組に参加していない、また、参加できていない高齢者に、まずは知つてもらうことが必要になると考えております。

今後、つどい場の運営団体をはじめ、保健センターや地域包括支援センターなど、関係機関とこれまで以上に連携を密にしながら、広報や啓発活動を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

オンラインの場は、孤立や孤独を減らす第一歩として有効であると思います。しかしながら、直接会うという行為には、オンラインにはない温かみや臨場感、目と目を見て話をするということで得られる心のつながりがあります。信頼関係の構築において、重要な役割を果たすと考えております。

オンラインつどい場から対面型のつどい場につなぐという意識を持って、取組を進めていただくことをお願いいたします。私からの質問を終わりにいたします。

以上です。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

そのほか、質疑ございませんでしょうか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは質問させてもらいます。

介護保険料ですが、令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度であったと承知しております。介護保険料は、高齢化の進展に伴い、全国的に増加傾向にあり、本市においても例外ではないと思われますが、第8期計画と比べてどうだったのか、お伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番でございます。

第9期介護保険事業計画期間の令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料の基準額は月額6,490円で、第8期計画の月額6,280円と比較いたしまして、210円、3.3%の引上げとなっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 全国的に高齢化は急速に進んでおり、高齢層に傾いた人口構造が急速に改善する見通しがない中、社会保障制度は今後どのようにしていくのか不安に思うところであります。

平成12年度の介護保険制度開始以降、介護保険料の金額は3年ごとの見直しのたびに上昇する傾向にあり、本市においても、今お話をありがとうございましたが、第8期の6,280円から6,490円に上がりました。

このような状況ですが、本市における介護保険制度の今後の見通しについて、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

高齢化の進展に伴い、今後も75歳以上の後期高齢者、とりわけ介護を必要とされる方の割合が増加する85歳以上の人⼝の増加が見込まれております。

このような状況におきまして、要支援・要介護認定者でございますが、令和6年度、4,579人に対し、10年後の令和17年度には約5,400人まで増加すると見込んでおります。今後を考えますと、サービスの利用が増えていけば、介護保険料とともに市の負担も増えるというような仕組みでございますので、今後も介護予防や認知症予防の重点的取組により、将来の負担軽減につなげていく必要があると考えております。

国におきましても、介護保険制度の持続可能性について議論がされているところでございますので、この辺りについても注視しながら、市として必要となる取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加などにより、介護ニーズはますます増大、これに合わせて介護給付費は増加の一途をたどることが目に見えています。介護を必要とする人は今後も増加していくますが、将来を見据えて、今のうちから対策、介護予防をしておく必要があると思います。

制度を支える生産年齢人口の減少も課題としてある中、厳しいと思われますが、しっかりと取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。

○光好博幸委員長 中川委員の質問が終わりました。

そのほか、質疑ございませんでしょうか。  
村上委員。

○村上英明委員 それでは、8点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目、決算書98ページ、介護支援専門員等研修事業費補助金というのがございます。当初予算では71万円ほど計上していましたが、決算では5万4,000円ということになりました。

新たな人材の確保や定着は、この介護業界の中でも大切なことだと思います。

令和6年度から、介護支援専門員の資格更新費用の補助を実施をされたございました。当補助金について決算と当初予算との差がかなりあり、対当初予算約8%の執行率になりまして、その辺りの認識と、令和6年度からの新たな資格更新費用の事業をされたということですので、1回目、感想をお尋ねさせていただきたいと思っております。

2番目、決算書の98ページに、介護認定審査会委員報酬があります。これにつきましては、ほぼ当初予算どおり執行されたと思います。審査会についても、126回、審査判定も3,211件ということが、事務報告書の中で出ておりました。

この審査会においては、1回の審査判定が約26件ぐらいになると思うのですが、1回目の質問といたしまして、委員の総数と、この分野別についてお尋ねさせていただきたいと思っております。

3番目、決算書の104ページ、地域リハビリテーション活動支援委託料というのがあります。

決算でも405万5,000円ですが、その中で保健センターのリハビリテーシ

ヨン専門職が各つどい場に行って、健康や健康講話などを行うということあります。その中で、つどい場の派遣が265回、リハサロンへの派遣が122回、合計387回の派遣があったということと、ケアプラン作成の助言もされていることだと思いますので、この質問といたしまして、この事業実施の効果をどう認識されているのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

4番目、決算書104ページ、つどい場づくり活動補助金のことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほどの質疑の中で、この委託型については488回、延べ利用者7,314人ということがございました。また、委託型ではなくカフェ型といたしましても、12か所で679回、延べ利用者6,311人というのが事務報告書でもあったと思います。

その中で質問といたしまして、つどい場づくり活動で、事業実施の効果について、どう認識されているのかお尋ねさせていただきたいと思います。

5番目、決算書の104ページのところで、先ほども認知症のお話もございましたが、私から、この認知症初期集中支援チームサポート医報酬について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

当初予算では51万円ということでありましたけれども、決算は18万円ということあります。その中で、対応件数といたしましては10件、そして会議は5件ということで事務報告書等々であったと思いますが、1回目の質問といたしまして、この支援内容と、地域包括支援センターとの連携について、お尋ねさせていただきたいと思います。

次、6番目、決算書106ページ、地域

包括支援センター業務委託料というのがあります。これはほぼ、当初予算どおり執行されたということあります。その中で、地域包括支援センターを中心に、関係機関等との連携ができていると私も思っておりますし、またこの地域包括支援センターは、個人的に相談へ行った際、総合的で、様々な包括的なことも含めて支援をしていただいていると思いました。行政として、この地域包括支援センター業務の認識について1回目、お尋ねをさせていただきたいと思います。

次、7番目、決算書の106ページ、研修参加負担金というのがございます。これは任意地域支援事業費の中にありますが、当初予算では30万円ほど計上されておられたんですが、決算では10万210円ということで、約3分の1の執行だと思います。1回目の質問といたしまして、研修の内容と、参加人数、研修を受けた後の業務への反映について、どうお考えかお尋ねをさせていただきます。

最後、8番目、決算書の108ページ、在宅医療・介護コーディネーター委託料というのがあります。これは当初予算額と同額が決算されております。このコーディネーターというのは、訪問看護ステーションなど、医療・介護、両方の現場経験を持った方で、在宅医療や医療介護の連携に関する相談、そしてまた解決に向けた助言等をいただくということで、これはおおむね医師会に委託をしていると思っております。質問といたしまして、この事業実施の効果について認識をお尋ねさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番、介護支援専門員等研修費補助金でございます。

市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーの5年に1回の資格更新に必須となる研修受講費用の一部を補助しているものでございまして、令和6年度は資格更新費用などのほか、資格を持っていながらもケアマネジャーとして働いていない、いわゆる潜在ケアマネジャーの掘り起こしに係る費用約20名分、71万4,000円を計上しておりましたが、実績としましては、資格更新2名、主任ケアマネジャーの更新1名の計3名、5万4,000円でございました。

摂津市介護保険事業者連絡会を通じた案内を行ったものの、その周知は十分ではなかったと認識しております。

初年度3名の利用にとどまっておりまして、事業効果は見えない状況ではございますが、制度活用に向けた周知に取り組みつつ、介護分野における人材確保は、この離職防止策だけでは不十分と考えておりますので、介護事業者との意見交換を通じてニーズ把握を行いながら、効果的な取組について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号2番、介護認定審査会でございます。

委員委嘱は令和6年度、63名で、分野別で申し上げますと、医療分野が43名、福祉分野8名、保健分野12名となっております。

次に、質問番号3番、地域リハビリーション活動支援委託料は、つどい場やリハサロン等の介護予防活動先に保健センターのリハビリ職が訪問し、リハビリや体操に関する指導を行っているほか、ケアマネジャーが要支援のケアプランを作成する

際、リハビリ専門職の視点から技術的支援を行っているものでございます。

効果につきましては、リハビリ専門職による指導にとどまらず、講話の内容に対して参加者から満足の声が寄せられており、継続参加のモチベーション維持につながっているものと認識しております。

また、リハビリ職によるケアマネジャーへの技術的助言では、本人の身体機能の維持や日常生活の困り事の改善を図る介護予防プランの作成につながっており、これら取組により、自立支援の促進及び介護予防の取組強化の役割が果たすことができているものと認識しております。

続きまして、質問番号4番、つどい場づくり活動補助金でございます。

こちらは、市立集会所で交流を目的として茶話会などを開催する団体への集会所使用料等を補助するもので、令和6年度は延べ23団体に活用いただいております。取組を通じて、自主活動団体の活動継続にとどまらず、気軽に通える場の整備が進むことで交流の機会が増え、仲間づくりや生きがいの創出につながっているものと認識しております。

質問番号5番、認知症初期集中支援チームサポート医報酬でございます。

認知症の早期治療・早期支援を目的として、認知症サポート医、保健師、看護師、社会福祉士など、専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置するもので、認知症が疑われる人や介護について不安を抱える御家族への訪問による状況把握を行い、初期段階で集中的に支援を行うことで、早期に医療機関やサービスにつなぐなどの取組を通じて、自立生活のサポートを行っているものでございます。

支援の結果、医療・介護認定の申請につ

ながった件数は8件で、前年度比5件増加となっており、地域包括支援センターを中心とした、関係機関等との連携によるスムーズな対応、また、チームでの支援が完了となった後におきましても、当該センターの総合相談による包括的な支援ができるものと認識しております。

質問番号6番、地域包括支援センター業務の認識でございます。

地域包括支援センターでの新規相談件数は年々増加しており、相談内容につきましても、介護保険サービスに関する内容にとどまらず、将来に対する不安、隣人トラブル、一人暮らしの方の入院、手術時の保証人など、すぐに制度につなげて解決することが難しい相談が増加しております。また、総合相談業務とは別に、権利擁護業務における虐待に関する相談も増加傾向にございまして、配偶者間の暴力、子による年金搾取など、その内容は複雑多様化しており、認知症への理解や経済的支援といった擁護者への支援が必要とされるなど、解決までに時間を要するケースも増加しており、地域包括支援センターの職員の負担が増している状況にあると認識しております。

続きまして、質問番号7番、介護サービス相談員でございます。

本市における介護サービス相談員は12名体制で、高齢者やその家族の相談に対応し、介護サービスの利用者が安心して介護施設やサービスを利用できるよう、円滑な環境を整える役割を担っていただいております。

そのため、介護サービス相談員の方々には、適切な相談スキルや介護制度に関する正しい知識、利用者とのコミュニケーション能力が求められるため、このようなスキ

ルを習得していただくため、大阪府などが主催する介護サービス相談員現任研修に延べ3名受講いただいたものでござります。

受講後におきましては、定例で開催しております摂津市介護サービス相談員連絡会にて相談員全員に共有していただき、施設訪問の際にそのスキルを生かしていただいております。

最後、質問番号8番でございます。在宅医療・介護コーディネーター委託料でございます。

委託料の内容につきましては、委員御紹介のとおりでございまして、その取組は、地域の医療・介護関係者からの在宅医療や介護連携に関する相談対応、情報提供や助言を行うほか、地域多職種連携会など医療・介護関係者に対する多職種連携に必要な知識の習得や向上を目的とした研修などを企画いただいております。

その効果は、相談に対する適切な情報提供、医療と介護の円滑な連携のほか、専門性の高い研修を実施し、職員間の相互理解につなげるとともに、多職種間の連携強化、医療・介護サービスの質の向上に寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の介護支援専門員等研修事業費補助金の件でございます。

私も何人かにお聞きしたのですが、この資格更新は本当にお金が必要であり、更新のタイミングで現場から外れるというお声もお聞きしたことがございます。そういったこともありますので、この資格更新の

補助ということは、これからしっかりとやっていってほしいと思いますし、また特に介護のみならず、ほかの業者も現場のマンパワーが、今後どうなるのかと各業界とも心配されておりますので、そういう意味では、高齢者は増えていくという現状ではあり、介護人材不足は本当に喫緊の課題だと思いますので、高齢者の持続的な支援体制の構築につきましても、介護のマンパワーを確保するという観点では、これからもこういう事業も含めて取り組んでいっていただきたいということで、要望としておきます。

2番目でございます。介護認定審査会の委員報酬の件でございます。

この審査会は、三つの業種の方々で構成された委員の皆様です。令和3年度までは、月8回の審査でしたが、令和4年度から、月10回や11回になり、増やしてきたということでございます。また、特に区分変更や、更新についても件数が大きな伸びではないかもしれないですが、それなりにこの通年件数があるということでございますので、そういったことも含めながら、しっかりとこの審査をしていただくということが本当に必要だと思います。しかし一方では、入所するには要介護認定が3以上というような一定の条件がある中で、要介護1や要介護2という方の面倒を見ておられる御家族もいらっしゃるという面では、この入所の要件に要介護3というのが何とかならないかと思います。介護という極力等級が上がらないレベルと、もう一つ、要介護になられる前の要支援レベルで、つどい場も含めて、また健康施策も含めて取り組んでおられるという中であります、御家族の方も認識のギャップが、どうしてもこの介護の面にはあると思います。

しかし先ほども言いましたが、この介護人材等も必要な業界でもございますので、そういったことも含め、しっかりと介護予防にも取り組んでいっていただきたいと思いますし、またこの書類等々も含め、御家族の方との認識も含めながら審査に当たっていっていただきたいと要望しておきます。

3番目、地域リハビリテーション活動支援委託料の件でございます。

これにつきましては、保健センターのリハビリ専門職の方が、現場へ行って、つどい場での講話をを行っていただくなどであったと思います。

参加された方々からは、満足である御意見もあったということでございますので、これからもしっかりと取り組んでいっていただきて、この介護予防の場で、専門職の方々の力量を発揮できるような場も、しっかりとつくっていっていただきたいということで、要望いたします。

4番目、つどい場の件につきましては、先ほどの御答弁では、23団体との交流の機会をつくっていくということでした。そういう中で、この委託型とか、カフェ型というのは、1回目の質問のときに言わせていただきましたが、健康づくりグループが3団体が減ったということであったと思います。やはりグループ同士の交流も実施をされているという中であります。2回目の質問といたしまして、健康づくりの活動継続についてですが、要是会員の確保とも含めて、また、この参加者の確保についてどういう課題を持っておられるのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

5番目、認知症初期集中支援チームサポート医報酬の件でございます。認知症というのは、お一人で歩いておられるときは、

周りが認知症だと気づくのは、分かりづらいと思います。ただ、この認知症予防には、家から外出をしていただいて、近所の方々とのお付き合いや、会話、また笑うなどのふれあいというのが、先ほどのつどい場や健康グループの取組の一つであると思います。

認知症の高齢者等のひとり歩きについてネットワークを構築をしていただくのが認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援です。これは認知症で、徘徊したときに、保護する手段の一つとして、この数年活動されていると思いますし、また、こういった制度を広報紙でも載せておられるということですので、今後も、広報紙や、自治会等の回覧も活用しながら取り組んでいっていただきたいなと思います。認知症の件は本当に、地域の中でも一つの課題でございますので、しっかりと取り組んでいっていただきたいということで要望としておきたいと思います。

6番目、地域包括支援センター業務委託料の件でございます。

地域包括支援センターの方々から様々な要望をもらっていることで、私も何回か行ったことあるんですが、本当に真摯で誠実に対応していただいているという認識を持っております。

その中で、2回目の質問といたしまして、鳥飼分室の件でございます。委託料が3万4,320円ということになります。この鳥飼分室につきましては、令和3年の11月に開設されましたが、相談件数が前年度比7件増で93件ですが、相談者の内訳の約半数が家族や親族で、また相談方法が電話が55%で、窓口来所が45%という現状でございます。鳥飼分室の市民周知の認識と、業務内容について、お尋ねさ

せていただきたいと思います。

7番目、研修の件でございます。

スキルアップという面では、本当に研修が必要なことでございますし、また受講人数が3人ということでありましたが、受講後の連絡会等で共有をされているということです。しっかりとスキルアップという観点で、取り組んでいっていただきたいということで、要望としておきます。

7番目、在宅医療の件でございます。

在宅医療は、本当に必要なことだと思います。要は、家から出られず、ひきこもりの方もおられるかもしれません、そういう方々への対応ということで、医師会に委託をされていることでございます。医療や介護の様々な業種と連携をしていただくとともに、高齢になっても、安心して住み続けていただける地域づくりという観点でもありますし、また本人や家族の思いを大切にした支援ということで、医療と介護とコーディネーターとの委託業務をこれからもしっかりと取り組んでいっていただきたいということで、要望としておきたいと思います。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号4番でございます。健康づくり活動継続参加者確保の問題というところでございまして、本市における健康づくりに係る取組としまして、委員からも御紹介ございましたとおり、委託型つどい場がございます。このほか、社会福祉協議会におけるサロン・リハサロン、地域の方々が健康づくりを目的として自主的に活動しているせつついきいき健康づくりグループなどがございます。

活動継続に対する課題は、グループの会

員減少や、運営スタッフの高齢化などを理由とした担い手不足が続いているおりまして、活動継続が困難になっている状況にございます。

活動内容の効果的な周知に向け、広報紙だけでなく、イベントでのPR活動、また効果的なPRの方法などを検討し、団体への支援を強化していく必要があると考えております。

また、つどい場などにおきましても、スタッフ向けの研修会を実施するなど、担い手づくりのフォローワー体制を構築していくことを考えております。

質問番号6番でございます。鳥飼分室におきましては、相談業務を担っていただいている、令和3年度の開設以降、第二・第五中学校区を中心に、相談対応件数は増加傾向にあるものの、月平均で8件程度にとどまっている状況にございます。

周知という点にも問題がございますが、相談スペースの狭さ等の課題もございまして、今後新たな拠点整備、地域包括支援センターの体制状況も踏まえながら、安威川以南地域での全体での相談機能の在り方について、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 では、4番目のつどい場づくりの関係でこの健康づくりの活動継続の件でございます。

地域の方々に健康づくりや、カフェ型等のつどい場を御協力いただいており、本当に地域の方に御尽力をいただいていると思います。

そういう中で、一つの例として、鳥飼東小学校区の方々は、福祉委員会を中心にし

ていただきしております、参加者の方々からの口コミによって、参加が増えてきたということもあります。介護もそうですし、また認知症の方々も家から外に出て、近所の方とお付き合いしていく場を広げていくのは、本当に必要なことだと思いますので、この健康づくりの活動支援はこれからもやっていっていただきたく、要望としておきます。

6番目の鳥飼分室の件でございます。

月8件ということでございますが、私はもう少しはあるのかなと思ってました。最初に開所されたときも、地域の方々からも意見をいただきおりましたがスペースの問題がございます。先ほど御答弁でもありましたように、鳥飼だけでなく範囲を広げ、味生や別府などでも広げながら、この相談体制をしっかりとやっていくというのが、必要なことだと思います。

安威川以南と以北で、分けるという捉え方がありますが、そういうことではなく、摂津はそんなに、広くない地域でもございますので、広範囲に相談を受け入れてもらえるような相談機能の在り方を、これからもしっかりと検討していっていただきたいなと申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

そのほか、質疑ございますか。

増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、介護保険の質問をさせていただきます。

質問番号1番目です。第9期計画の初年度が2024年度ですが、基金の残高、それから保険料の改定がありました。それはどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

保険料は、第8期計画と比べて段階を増

やすことによって、真ん中辺の金額がぐっと上がるとか、低い方の金額が上がるというのを防ぐというお話をされたと思います。実際にそれをやった結果、どのようになっているのか、内容・効果についてお尋ねしたいと思います。

質問番号2番目です。介護保険料、値上げができるだけ抑制するように、前期の基金についても全額を繰り入れて、できるだけ低くというお話ではございました。北摂で2番目に高い保険料、先ほど中川委員からもありましたように、やはり値上げということになりました。そういう中で、保険料の減免が、非常に重要になってくると思います。

保険料減免の内容、利用件数、金額について、2024年度の分を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

質問番号3番目です。第9期計画の中でも、施設整備があったと思います。施設整備についてお尋ねします。

第9期計画の地域密着型施設の整備についてはどうだったか教えてください。

質問番号4番目、総合事業についてお伺いいたします。

要支援の制度が総合事業ということでございます。本来、介護保険といって、皆さんから保険料を集めているにもかかわらず、国は介護保険で面倒見るのは要介護以上の人だと、要支援に関しては地方自治体に、丸投げをしていて、この財源までという上限を決め、この中でやりくりしなさいというようなことを押しつけてきているわけで、本来これが不当だと思っています。上限を超えたらいけない中で、摂津市の総合事業は、この上限との関係はどうなのか伺いたいと思います。

続きまして、質問番号5番です。介護認定についてです。

介護認定の件数とチェックリストが導入されておりますけれども、その数について教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号6番です。2024年度の介護報酬改定について、介護人材が不足しているというお話が今、先ほどから委員からも出されておりますけど、改定の内容について、どのようなものだったか、教えてください。

続きまして、質問番号7番、これが最後になります。市内介護事業所の状況について、教えていただきたいと思います。

全国的には今、介護事業所が潰れていくことがどんどん起きて、介護難民の問題が広がっています。都心部は、まだそこまでではないかもしれないんですが、地方に行くと、介護を受けたくても事業所がない、ヘルパーやケアマネジャーもない状態になってしまっていると言われております。小規模事業所ほど厳しいのではないかと思いますが、摂津市の現在の状況はどうなっているか、教えていただきたいと思います。

以上7点です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番、保険料の件につきまして、基金の状況を踏まえながら御答弁させていただきます。

第9期計画の保険料は6,490円で、令和5年当初の基金残高、4億6,500万円を投入して、602円の上昇抑制につなげているものでございます。

第9期計画の保険料の設定におきましては、低所得者の保険料上昇の抑制を目的に、65歳以上の第1号被保険者間での所

得配分機能を強化し、保険料段階を多段階化しており、第8期計画は12段階でございましたが、第9期計画におきましては17段階に改正しております。また、これに合わせて、基準所得金額の変更も行っております。

結果、令和5年度末の残高につきましては、5億3,027万1,209円でございました。

続きまして、質問番号2番、介護保険料の減免制度についてです。条例減免と独自減免がございまして、条例減免の内容は、火災等の災害を受けられた方で、令和6年度は1人が御利用、3,700円の執行でございます。

また、失業等による所得が減少した方、令和6年度は55人が御利用、207万4,549円ございました。

刑事施設等に収監された方は、令和6年度はございませんでした。

件数の推移でございますが、過去5年となりますが、令和2年度は25件、令和3年度が24件、令和4年、令和5年度とともに37件、令和6年度が56件となっております。

次に、独自減免でございます。内容は、第2段階、第3段階の保険料が賦課されている方で、年間収入が1人世帯で120万円以下、ほかの世帯で扶養親族となっていない、居住用以外の土地建物を所有していない、預貯金が350万円以下と、この四つの条件を満たす方が対象となっており、令和6年度は19人が御利用、21万9,555円の執行でございます。

次に、質問番号3番、施設整備についてでございます。

第9期計画におきましても、小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、

認知症対応型デイサービスの3施設を計画に位置づけております。

このうち、小規模特別養護老人ホームについては、令和6年度に公募を2回実施しておりますが、申請はない状況となってございます。

質問番号4番、総合事業でございます。

総合事業の条件につきましては、事業移行前年度実績の市町村の75歳以上の高齢者の伸びを乗じた額が上限となっております。

地域支援事業交付金の令和6年度の上限額は、本市で、3億2,825万7,555円に対して、介護予防・日常生活支援総合事業の令和6年度の決算額は2億1,921万2,099円でございましたので、上限は超えておりません。また、令和7年度におきましても超えない見込みとなっております。

続きまして、要介護認定でございます。

令和6年度の認定者数は3,330人、令和5年度が3,375人でございましたので、45人減少しております。このうち、令和6年度の新規件数は1,162人、令和5年度が1,189人で、17人減少しております。

65歳以上の認定者数は、令和6年度、4,579人で、令和5年度、4,458人でございましたので、同程度の推移となっております。

チェックリストにつきましては、令和6年度、104人で、令和5年度、91人でございましたので、13人増加している状況にございます。

質問番号6番、2024年度の介護報酬改定の内容でございます。

令和6年度の介護報酬の改定により、報酬全体は1.59%のプラスとなり、全体

的に引上げとなる中ではございますが、訪問介護の基本報酬は約2%引き下げられております。

基本報酬引下げの主な理由といたしましては、ほかの介護サービスと比較して、訪問介護事業所の経営状況が良好であると、国において判断されたものと認識しております。

このような中、事業所等からは、ヘルパー不足や経営悪化の懸念の声が上がっているということは承知をしております。

最後、質問番号7番、市内介護事業所の状況についてでございます。市内介護サービス事業所数は、令和6年度が126か所となっており、令和5年度、128か所、令和4年度が123か所、令和3年度、127か所でございましたので、本市におきましては、大幅な減少は見られていない状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 では、2回目の質問をさせていただきます。

1番目、基金と保険料の関係についてでございます。

令和5年度の基金を繰り入れて、引下げを行う、また段階をたくさんつくって、高い方々を少しづくって、低いところをあまり高くならないように抑えるということを計画をされて、始まっていると思います。

2回目の質問は、この計画と比べて現在の財政状況、一体どうなっているのかということについて伺いたいと思います。

2番目です。保険料減免のお話です。

コロナ減免がなくなってしましましたので、大きく下げてもらうというのが、できなくなってしまったわけです。条例減免

は1件だけですが、独自減免が、少しずつ増えていると思います。これについては、やはり周知などもいろいろとしていただいている結果かと思いますので、こういう条件であれば減免できるという内容の非常にはっきりした減免だと私は思っています。周知をしっかりとすれば、対象になる方がもっといらっしゃると思い、減免件数も上がってくると思いますが、どんな周知をしていただいているのかについて、伺いたいと思います。

3番目です。施設整備についてです。

地域密着型施設は、小規模特養の公募でしたが申請はなかったということでした。やはり難しいんだと思うのですが、今非常に高齢者の方々が増えている中で、需要がすごく多いと思います。こういう施設入所や施設整備というのは、求められていると思いますが、非常に難しいと思っていて、そこをどう打開していくのかというのは、これから第10期計画に向けて、いろいろ考えていかないといけません。ぜひ考えていただきたいと思ってるんですけども、特養の待機数について、2回目はお聞きしたいと思います。

4番目、総合事業です。

何とか今、まだ上限を超えてないということでございました。令和7年度の見込みとしても超えないだろうとお伺いいたしましたが、やはり高齢者の方々が増えてくる中、そのサービス事業費を市町村がやるということになると、ほかの市町村では緩和された基準のサービスにどんどん移行して、それによって要支援分の介護事業費を、総合事業の分をぐっと抑えようというふうに動いているところもございます。

しかし、私としては、本当に緩和されたサービスではなく、必要な方には必要なサ

ービスをしっかりと提供するということが重要だと思ってるわけなんです。緩和された基準のサービスということで導入をされている、A型、B型、C型、D型というのがあると思うんですけれども、それぞれについて、摂津市は今どうなのかということを教えていただきたいと思います。

5番目です。介護認定です。

介護認定とチェックリストということでございますが、介護認定も件数が増えていると思いますけれども、この認定までの期間について、2回目はお伺いしたいと思います。

チェックリストはもう聞きませんけれども、チェックリストも人数が年々増えてきていると思いますが、先ほどの緩和されたサービスと一緒に、このチェックリストというのが導入されました。認定を受けなくとも、早くサービスにつながるというところが利点だと言われていますが、一方では、しっかりととした認定を受けないでチェックリストに流し込むということで、先ほど言った、必要な方に必要なサービス、まず必要な方というのを認定でちゃんと判定をして、その必要なサービスにつなげるのを省いて、どんどんチェックリストで簡易なほうへ流していくというのを、国がやろうとしてきました。摂津市については、そういうことではなく、チェックリストを受けながら介護認定の申請もできると聞いていますし、その判断を、ケアマネジャーのサポートも含めてやっていただけるように、御本人の意思でできるようにといふことも、しっかりと取り組んでいただいていると思っておりますので、これからもそういう形でやっていただきたいと思い、チェックリストについては要望にしておきます。認定の期間について、お伺いします。

6番目、2024年度の介護報酬でございます。全体としては1.59%の引上げであったけれども、訪問介護サービスについては2%引き下げられました。

私の知り合いにも、訪問介護をやっておられた人がいるんですが、心が折れたと離職されました。少ない金額で、必死に利用者のためを思って頑張ってやっているにもかかわらず、引き下げられるってどういうことだろうと思います。御家庭の事情もあったとは思うんですけど、今までのところを辞められて、ヘルパーではない、違う職種にいかれてしまいました。その思いを聞いていると、私も非常につらい気持ちがいたします。

これも国のせいですが、全国的に見ても、訪問介護が、事業所の調査をしたら非常に好調だというところで、訪問ヘルパーの介護報酬を下げても大丈夫ではないかというすごく乱暴なやり方で、引き下げられたわけです。アンケートそのものも、やはり小さいところはなかなか出せてない。実務が大変で、アンケートまで細かく書いてられないということもいろいろ聞きますので、本当に全部が反映したわけではないと思います。大手の業績がよいところだけを軽く見て、本来だったら引き上げないといけない報酬を引き下げてしまったというのは、国の施策としては、やってはいけない愚策だと私は思っています。

ヘルパーをはじめ、介護の事業に就いておられる方々は、手当・報酬を一桁上げるよう言われています。一般職と比べて非常に大変な割に、非常にお給料が安く、成り手がないと言っているところに対して、こういうことをやってくるというのは、本当にひどい話だと思っています。これは摂津市がやったことではありませんけれども、

ぜひ摂津市からも国に対して、ヘルパーはもちろん、介護報酬の額を一桁上げてほしい旨を、声を上げていっていただきたいと思い、要望としておきます。

7番目です。市内の事業所の状況でございます。

都会の場合は、事業所が減っても、新しい事業所がまた出てくることがあって、全体数としてはあまり減っていないというお話をどうとは思いますが、それでも摂津市の中でも、今、休所したり、やめたりというところも聞いておりますので、しっかりそこは見ていただきたい、国への要望もしっかりと出していただきたいと思っています。

事業所がなくなったら、それこそ介護を受けられない方が続出するということで、大阪府に対して、国に対して、しっかり要望していただきたいと思いますし、摂津市としても、コロナのときは、事業所支援もやっておられました。今、物価高騰で大変になっていますので、ぜひ考えていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

2回目、以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号1番でございます。財政状況についてでございますが、介護給付費の状況で申しますと、令和6年度の計画値は約69億5,000万円でございましたが、決算といたしましては、約70億7,000万円という状況となつてございます。

コロナ禍以降、特に在宅系のサービスが伸びておりますし、居宅介護サービス給付金におきましては、令和5年度が約31.8億円であったのに対し、令和6年度は33.7億円と、約6%上昇している状況で

ございますので、給付費は年々伸びている状況でございます。

続きまして、質問番号2番、独自減免利用者の周知につきましては、広報掲載のほか、ケアマネジャー等にも制度の説明をしておりまして、こちらのほうから御案内が入るようにしていただいております。

質問番号3番、特別養護老人ホームの待機者数は、令和6年度で120人となっており、令和5年度の131人に対して減少はしているものの、依然として100名を超えている状況にございます。

質問番号4番、総合事業についてでございますが、本市におきましては、訪問型サービスA、通所型サービスC、訪問型サービスDを実施しております。訪問型サービスAは基本チェックリスト基準該当者または要支援1・2の要介護認定者を対象とするもので、従事者養成研修を終了したシルバー人材センターまたは布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除、洗濯、衣類の整理、買物などの生活支援サービスでございます。

令和6年度の布亀の利用は20人、延べ163回となっておりますが、シルバー人材センターの利用は、令和3年度以降ゼロとなっております。

通所型サービスCは、保健センターを事業者として指定をしており、リハビリの専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導等が実施される短期間のサービスでございます。

令和6年度の利用者は117人、令和5年度が94人、令和4年度が65人ですので、増加傾向にございます。

次に、訪問型サービスDは基準チェックリスト、基準該当者または要支援1・2の

要介護認定者が市内でのつどい場等の介護予防活動に参加、買物、通院という定期的な外出を行う際に、その支援を行う住民団体に運営経費を補助しているものでございます。

令和6年度の利用状況は2,086回利用、うち要支援者の利用が1,723回となっております。

続きまして、5番目の要介護認定でございます。その期間につきましては、令和6年度は平均43.8日でございました。令和5年度が44.2日でしたので、若干短縮はできているものの、原則30日というところについてはまだ届いていない状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、3回目です。

まず、1番目、第9期計画でございます。計画と比べて財政状況についてのお話をいただきました。やはり給付費は非常に伸びていっているということで、今までの委員もお話しされておられたように、後期高齢者の方々の人数がこれからどんどん増えていく中では、当たり前のことだと思います。何回も言っていますけど、必要な方に必要なサービスを受けていただくことによって、介護の重症化を防いでいくということが、一つやっていかないといけないことです。もちろん介護認定にいく前の健康づくりというのも非常に大事なことだと思いますけれども、そういうことをしっかりと進めさせていただくのと同時に、介護保険を使ってサービスを利用するということは絶対増えてくるわけです。これはもう市町村の独自の努力だけでは、少なくしようと言ってもできるものではありませんので、

やはりこれはしっかりと国が、この高齢化社会に向けて、高齢者に対してしっかりとお金かけないといけないと思っております。私たちももちろん、そういう声を国に対して上げていこうと思っておりますけれども、現場をよく知っている市町村が、しっかりと声を上げていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

第9期計画の最後の年がもうすぐ始まっています、第10期計画に向けて策定していかれると思います。また予算を考えていくことからだと思いますが、これを利用者の保険料の負担であるとか、サービス費の負担であるとか、ここを増やすことによって何とかしようというのは、非常に無理な話ですので、そこを上げないようにということも言っていきたいと思い、要望とします。

2番目です。保険料の独自減免については、広報やケアマネジャーを通じて、ケアマネジャーの力ってやはり大きいですでので、ぜひこれからもしっかりとやっていっていただきたいと思います。

前に減免された方は、次の機会に減免のお知らせと一緒に同封して、新しい介護の金額が決まるときに、一緒に入れていただいているというのも、前に確か聞いてたと思います。やはりあなたも対象者であるという働きかけが、非常に重要だと思いますので、それも引き続きやっていただきたいと思います。

3番目の質問、減免とはまた違うのですが、その世帯が課税であるか、非課税であるかによって介護保険料は大きく変わってくるわけでございます。

私の知ってる方でも、介護度が上がって、確定申告で障害者控除が取れるという状

況になっておられたのに、その障害者控除を取るということが分かっておられなくて、ずっと課税世帯ということで来てたんです。介護認定で障害者控除が取れることが判明して遡って非課税になられるので、そういう手続を税務署に行って、遡って介護保険料を返していただくということもできました。非課税だとインフルエンザ予防接種も無料で受けれるとか、いろんな利点がありますが、この制度について説明していただきたいのと、確定申告に対しての証明書を発行しておられると思いますが、この件数についても伺いたいと思います。

#### 4番目、施設の問題です。

特養の待機者が100人を超えているということです。高齢者が増えていく中では、非常に重要な施設であって、たくさんの方々が入りたいという思いを持っていますが、なかなか入れないという状況が見えてきます。

サービス付高齢者住宅など、今増えてきているのですが、それで大丈夫なのかって言ったら、ずっとそこに居続けることができません。認知症がひどくなったり、いろんなこともありますので、やっぱり介護保険の施設がしっかりと整備されるべきだと思っています。これについても、市町村の努力もしていただきたいですが、しっかりと国に対して、この問題も言っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

5番目、総合事業についてです。訪問ヘルパーについては、介護の専門家としての研修受けて、そういう試験にも合格してなられるということです。そうではない方も、簡易な形の研修ということで、お家へ行つていろいろとサービス提供できる、体を触ったりすることができないと聞いていますが、お掃除や洗濯などの家事がA型です。

これを、まだ認定が下りないときに、急いでとかいろいろやり方はあると思うますが、ヘルパー代わりに使おうという市町村があるということが非常に問題であるし、国はそうしようと思ってこの制度をつくってきたわけです。ここはしっかりと区切っていただいて、しっかりと認定を受けていただいたヘルパーに行っていただき、必要なサービスを提供することを、これからもぜひ頑張っていただきたいと思います。

摂津市は、ボランティアの力を活用して、デイサービス代わりをさせようとしているB型について導入していないということは私、非常に評価しています。

そういうことをすると、専門家の目が入らない中で、似たようなことをやっているようで、やはりそれぞれの方々に対して、しっかりとしたサービスが提供できないことによって、重症化が起こってしまうというのが、大阪府下のほかの市町村でも起きているという実情も聞いています。ぜひB型導入については、これからも実施しないようにしていただきたいと思います。

C型のリハビリは非常によいことだと思います。これはA型、B型と同じように導入はされましたけれども、また中身の違う、簡易なサービスというものとは違い、専門的なサービスですから、その後のD型も含めて、C型、D型については進めたいと思いますので、要望としておきます。

介護の問題は、非常に重要な問題になっていきます。お金をケチるがために、本来必要な方に必要なサービスを提供しないというような、国が安易な形を提供しておりますが、そこに乗らないことが重要だと思います。やはりその方にとて必要なサービスをきちんと届けることを、現行どお

りのサービスをこれからもしていくんだということを最後にお伺いをして、確認したいと思いますのでよろしくお願ひします。

続きまして、5番目でございます。

介護認定のチェックリストのところで聞いておりますけれども、認定期間がやはり30日にはなかなかならないと、短縮がなかなか難しいということでございますが、人数も増えてくる中で、コロナのときに更新をするのを延ばしてた人が固まって更新してくる問題もあるんですかね。すごく今人数が増えているんだろうとは思いますけれども、できる限り早い段階で認定が下りるように、また更新ができるようお願いしたいと思います。これは要望としておきます。

3回目、以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号2番でございます。

まず、障害者控除の内容でございますが、65歳以上の方で障害者手帳の交付を受けていない人でも、寝たきりや認知症などの一定の要件を満たす場合には、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができる制度で、この認定により、所得税や住民税や障害者控除、または特別障害者控除を受けることができるものでございます。

本市の基準といたしましては、障害者に該当する人は要介護認定が要支援2以上であって、認知症高齢者の日常生活自立度が、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる、ランク2以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度が、屋内での生活はおおむね自立し

ているが、介助なしには外出できない、いわゆる準寝たきり状態というランクA以上の方でございます。

また、特別障害者に該当する方は、要介護認定が要介護3以上かつ認知症高齢者の日常生活自立度が日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とするランク3以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度が、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保っていない、いわゆる寝たきりの方でございます。これら両方該当する方は、特別障害者に該当するものでございまして、実績は、令和6年度、障害者控除27件、特別障害者控除が33件、計60件でございます。

続きまして、質問番号4番の総合事業について、現行相当サービスつきましては、第9期計画同様、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 ありがとうございます。

質問番号2番ですけれども、確定申告で障害者控除が取れるということも、なかなか知られていないと思いますし、今お話しのように、1回申請を出してみて、要支援の度数とか介護の度数だけで決まるわけではないというところで、御本人や、ケアマネジャーの判断だけでは、あなたできますよというふうには、なかなか言えないのかもしれません。でも申請を出して通るということがあれば、私の知ってる人みたいに、紙おむつの補助が受けられるようになったとか、いろいろ利点があります。今、物価高騰の中で、本当にしんどい思いをし

ている、特に、こういう介護度が高い方のお世話というのは大変です。障害者控除が取れることが、その方のサポートにもつながるということで、できた方は非常に喜ばれておられました。誰も教えてくれないんですね。無償については400万円以上でしたか、年金の方はそれ以上、それ以下の方は、もう税務申告しなくていいような手紙を、全員に出すんだけれども、税務申告をする、確定申告することによって、こういうことができるみたいなことは誰も教えてくれません。市民税でも、なかなかそういうことは教えてもらえない。やはり介護の分野で、ケアマネジャーや、ヘルパーにも、こういうことができるんですよということはお伝えしていただいて、対象になる方にも声をかけていただけるような方法や、ほかにもいろいろ周知の方法はあると思います。たくさんの方が対象者になるはずだと私は思いますので、こんな20何件とか30何件ということはないと思います。ぜひお声をかけていただく方を増やしてもらう、周知を図ってもらう、このことをお願いして、この質問は終わります。

最後ですけれども、現行相当のサービスをこれからもやっていきますというね、大変力強いお言葉をいただいて、安心しております。ぜひ摂津市の高齢者の皆さんのが介護について、市が本当に責任を持って、その方が尊厳を持って生きていけるサポートをしていただきたいと思います。お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 増永副委員長の質問が終わりました。

そのほか、質疑ございませんでしょうか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、認定第7号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決いたします。

まず認定第1号、所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

(午前11時30分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項  
の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 大川 ゆり